

香川大学特待生（学業）制度の創設

香川大学は、今年度から、本学学生の勉学を奨励し、もって、学業、人物共に優れた有為な人材を育成するとともに、学生支援の充実と活性化を図るため、また、本学への入学志願者の増加を図るため、「香川大学特待生（学業）制度」（kagawa university student scholarship）を創設しました。

1. 特待生の資格 学部長又は研究科長が推薦する学業成績及び人物共に特に優れていると認められる学生（ただし、1年次の学生を除く。）

2. 特待生の人数 学部学生
 各学部ごとに各学年2人（40人）
 大学院学生
 各研究科ごと（ただし、医学系研究科及び工学研究科は各課程ごと。）に、2年次～修了年次までの学生数が、1人～50人の場合は1人、51人以上の場合は、50人ごとに1人増。（16人）
 学部長又は研究科長が特に推薦する学生（若干人）

3. 待 遇 当該年度の後期の授業料の全額（267,900円、ただし、夜間主の学生は133,950円、連合法務研究科の学生は402,000円）を免除する。
 学長表彰を行う

4. 免除実施可能額 授業料収入予定額の0.5%以内

(参 考)

特待生（学業）を除く授業料免除

- | | |
|------------|--|
| 1. 対 象 者 | 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生
授業料納付期限前6か月以内（新入生の前期分については1年以内）において、学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合に準じる場合 |
| 2. 手 続 | 免除を受けようとする学生が、所定の申請書に必要書類を添えて申請。 |
| 3. 免 除 の 額 | 前期又は後期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除。 |
| 4. 免除実施可能額 | 授業料収入予定額の5.8%に相当する額（そのうち、0.5%以内は、特待生の授業料免除に充当。） |